

特殊車両の取り締まり実施

6月2日(水)、戸沢村古口の車両検測所において特殊車両の通行取り締まりを実施しました。今回は新庄警察署・山形運輸支局と3者合同でそれぞれ行いました。特殊車両の通行は、事故防止だけでなく、橋や道路の損傷防止のためにも、許可をとって通行していただくこと、積載量を守ることを徹底する必要があります。ルールを守って安全な通行をしていただくことを、これからも周知徹底していきます。みなさまのご協力をお願いします。



ご協力をお願いします



前と後の車両両方について通行許可証をチェック



重量測定のマットスケール



重量を測定



車体の長さ・幅・高さを測定



タイヤの軸同士の距離を測定



運輸支局は過積載の取り締まり

特殊車両やオンライン申請等について、
<http://www.thr.mlit.go.jp/>
(東北地方整備局ホームページ・「申請」→特車オンライン申請)をご覧ください。

今回の取締の結果、4台中1台が違反(重量超過)でした。
違反車両には、適正な通行を行うよう指導をおこないました。

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車両は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。

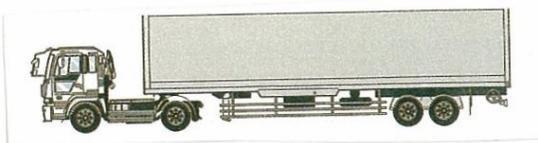
また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

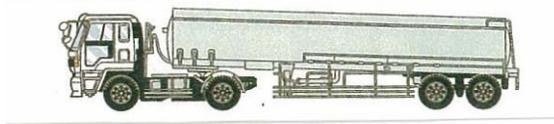
どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

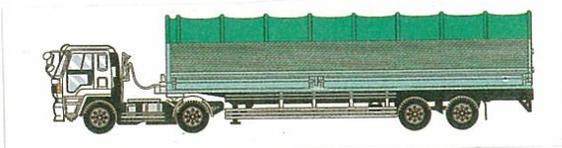
バン型セミトレーラ



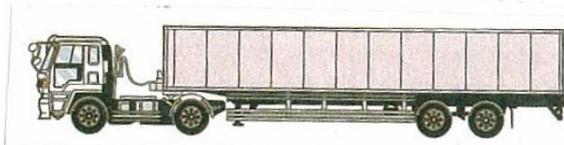
タンク型セミトレーラ



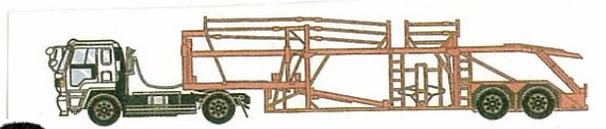
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポルトトレーラなどがあります。



管理係長



管理係長

ルールを守って安全な通行をお願いします

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/index.html>

〒999-4221
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1
TEL. 0237-23-2521
FAX. 0237-23-2523



6月の出張所通信

- 6-1. 駐車帯クリーンアップ(5月)
- 6-2. 名木沢小学校:花を植えました
- 6-3. 最上町環境保全員:最上町内のごみ拾いをしました
- 6-4. むつみ会:花を植えました
- 6-5. 亀割観音通町内会:花を植えました
- 6-6. 荻袋小学校:クリーン作戦を実施しました
- 6-7. 道路パトロールでの落下物処理等をご紹介します
- 6-8. 福原中部小学校:花を植えました